

宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

平成18年8月25日
福祉保健部指導監査・援護課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4条に規定する「宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の設置及び運営に当たって必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、県が推進する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を円滑かつ適切に実施するために、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 推進委員会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、福祉保健部次長（福祉担当）をこれに充てる。
- 3 委員長は委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、宮崎県福祉保健部指導監査・援護課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 8月25日から施行する。